

本人の同意のない出向は許さない！ 規程を無視した関連会社以外の 出向反対！！

「新幹線乗務員の54才原則出向」 に関する業務委員会を開催！

6月14日、地本は「新幹線乗務員の54才原則出向」に関する申し入れについて、業務委員会を関西支社と行いました。参加者は、組合側は柳楽副委員長、笹田副委員長、今田組織部長、渡邊組織担当部長、細田車両担当部長、下茂運輸担当部長、西業務部長。会社側は、岡本人事課課長代理、辻井運輸課課長代理、丹藤車両課課長代理、深谷人事課係長でした。

「申」第34号「新幹線乗務員の54才原則出向」に関する申し入れ

4月21日に開催された業務委員会において、新幹線乗務員の「54才原則出向」について提示があった。しかし組合側からの質問に対して、出向対象人数以外のことには具体的な回答は一切なく不誠実な対応であった。このことは出向対象者の生活設計の変更や将来への不安を招くものである。さらには社員としてのモチベーションを低下させ、安全を阻害するものであり以下のとおり申し入れを行いました。

組合の申し入れに対する会社回答は以下の通りです。

1. 会社は新幹線乗務員の「54才原則出向」について、業務委員会で「新幹線乗務員については、運転本数の拡大で原則出向は抑制してきたが、（コロナの影響で）運転本数の減と、中長期的な要員需給を考えて原則出向を行う」と出向の理由を述べた。

今後、コロナの終息後に運転本数が回復した場合、出向者の一部を「帰任」することも考えてい

るのか明らかにすること。

【会社回答】 54歳以降の乗務員の出向については、足元の運転本数の減や中長期的な要員需給状況及び54歳以降は原則出向という基本原則を踏まえて実施するものであり、基本的に出向者を再度本体に異動させる考えはない。

2. 会社は出向対象者を54才から59才までとしているが、60才以降の専任社員を出向対象外にした理由を明らかにすること。

【会社回答】 専任社員就業規則の規定通り、専任社員は原則として、定年退職時に従事した業務に従事するものと考えている。

3. 60才以降の専任社員に於いても出向希望者が居れば優先すること。

【会社回答】 2の回答と同じ

(専任社員就業規則の規定通り、専任社員は原則として、定年退職時に従事した業務に従事するものと考えている。)

4. 出向は本人の意思を尊重し、出向先についても本人の同意に添った形で行うこと。

【会社回答】 54歳以降の乗務員の出向については、足元の運転本数の減や中長期的な要員需給状況及び54歳以降は原則出向という基本原則を踏まえて実施するものである。

出向を含めた人事異動については、従来から業務上の必要に基づき、本人の適性、能力及び希望などを勘案して実施しており、「本人の同意」が前提となるものとは考えていない。

5. 6月1日付けで名古屋運輸所に8名の転勤者がいる。行路移管等の処置を行い各運輸所に於いて出向者が均等になるようにすること。

【会社回答】 54歳以降の乗務員の出向については、足元の運転本数の減や中長期的な要員需給状況及び54歳以降は原則出向という基本原則を踏まえて実施するものである。

出向を含めた人事異動については、従来から業務上の必要に基づき、本人の適性、能力及び希望などを勘案して実施している。尚、名古屋運輸所については、必要な要員は措置しているが、運輸所間での要員余力の平準化の観点等から、令和3年3月のダイヤ改正に於いて名古屋運輸所の必要出向数を減少させる等の対応を行っている。この観点に加えて、中長期的な需給を踏まえ、通勤時間を配慮したうえで一部の社員の名古屋運輸所への異動を実施している。今後も、必要に応じて、適切に、管理・対応を行っていく。

6. 54才から59才までの出向により年代の空白が生まれる。技術継承についてどのような施策を考えているのか明らかにすること。

【会社回答】 会社は、養成、訓練、競技会などあらゆる場面を通じて技術継承に必要な取り組みを不断に行なっている。また、安全の為の本質を探究する運動をはじめとする各種教育のブラッシュアップや、運転取り扱いシミュレーター等のハード面の充実を図り、より効果的な教育を行うことができる体制・環境を整備している。

7. 会社は出向先について「関連会社か、それ以外か」という組合側の問いに「調整中」と回答した。出向先会社それぞれへの出向人数は未確定であっても、出向先会社名を一切明らかにしないのは出向対象者の不安を招くものである。早急に明らかにすること。

【会社回答】 出向先については、関係会社やそれ以外の会社も含めて調整しており、受け入れ条件を勘案したうえで会社が責任を持って決定していくが、具体的な会社名まで明らかにする考えはない。

8. 出向は、出向規程第2条にある通り関連会社とすること。

【会社回答】 出向を含めた人事異動については、従来から業務上の必要に基づき、本人の適性、能力及び希望などを勘案して実施しており、出向規程に則って適切に対応している。

9. 出向対象者は職務手当を含めた現在の給与で生活している。出向により給与や手当等に減額が生じないように補償すること。

【会社回答】 就業規則等に基づき適切に対応していく。

10. 駅異動経験者については出向の対象になるのか明らかにすること。

【会社回答】 8の回答と同じ

(出向を含めた人事異動については、従来から業務上の必要に基づき、本人の適性、能力及び希望などを勘案して実施しており、出向規程に則って適切に対応している。)

11. 団体交渉は早急に開催すること。期日は6月4日までとすること。

【会社回答】 協約に基づき適切に対応している。

以上

【若干のやり取り】

組合：今回、東京では出向者が何名か出ている。関西では7月1日の出向は今のところないということか。

会社：そうである。要員計画の業務委員会の際に準備出来次第ということで、早くても7月以降と申し上げた。現在の状況としては、西委員が言ったように関西において7月1日で乗務員の方の出向は予定をしていない。

組合：8月はどうなのか？

会社：8月は準備出来次第ということ。少なくとも6月の半ばなので、7月1日の予定をしていない。

組合：(出向規程) 関連会社又は団体等と書いてある、団体とはどういう意味なのか。

会社：ここでいう、不特定でいうところの関連会社とか団体ということ、これについては業務上の必要に応じて会社が出向の発令を行う箇所である。すなわち出向先の総称として記載しているものである、当社との例えば資本関係とか、あるいは出向先の名称がどうであったとかは関係な

いと考えている。

組合：団体等がついている、個人商店でもいいわけで団体でなくても。この条文は関連会社又は団体等というのは何処でもいいということなのか。

そういう解釈で良いのか。

会社：そういったところが出向先とはならないという規程ではない。

組合：何処でも良いって事か。

会社：会社としては責任を持っている。

組合：そんな責任の事は聞いていない。この条文から察するところはどこでも出向させることが出来ると読める。その理解で良いのか。

会社：7番の回答にもあるが、関係会社とかそれ以外の会社も含めて、調整をしている。

組合：だから何処でも良いと、要するに何処でもと読める。

会社：会社としてこれまで出向される方の適性とか能力とか希望などを勘案して実施している。

組合：出向先の話をしている。何処でも良いと読める。

会社：繰り返しになるが、資本関係の有無とか公的機関かどうかみたいな事は関係ないと思っている。

組合：だから何処にでも出せるという条文の理解で良いのかと聞いている。違うなら違うと言えよ。

会社：会社としては責任を持ってやる、無責任に聞こえるのでどうかと思う。

組合：無責任である。だったらこんな条文にならない。

組合：1番の回答で、54歳以降の乗務員の出向については足元の運転本数の減や中長期的な要因需給状況および54歳以降は原則出向という基本原則を踏まえて実施するものであり、基本的に出向者を再度本体に移動させる考えはないという事だが、今回コロナの関係で産業雇用安定助成金は知っているのか？

会社：はい。

組合：雇用安定助成金をもらうために出向に行くのか。

会社：1番の回答で申し上げた通りである。足元の運転本数の減や中長期的な要因需給状況および54歳以降は原則出向という基本原則に則って今回の出向ということである。

組合：今回の出向は本体には帰れないという事か。

会社：回答の通りである、基本的には出向者を再度本体に異動させる考えはない。

組合：先ほど出た中長期的な要因需給を考えてという事で、今の状況から運転本数は増えないと考えているのか。

会社：詳細は申し上げられない。今回の決定にあたっては中長期的な要因需給である。予想の動向もあれば社員の年齢構成とかを含めたもので、そういった事を含めて考えている。

組合：具体的にどれだけの運転本数になるか、具体的な事を今は言えないのか。

会社：そうである。明らかにする事はしない。

組合：前の状態に戻った時はどうするつもりなのか。11月にはコロナも収束するという話になっている、今年中に8割ぐらい戻って来年には100%戻った時に、これだけ出向者を出して要員はどうするのか。

会社：今、申し上げた通り、中長期的な要因需給の見込みを勘案した上で実施しているものである、直近の足元だけではなくて中長期的に検討している。

組合：2年後、3年後、元に戻った時の要員をどう考えているかを聞いている。

会社：どう考えているのかっていうと。

組合：要員は減った、運転本数は増えたとなったら、要員が足らなくなる。その時、どう考えているのかを聞いている。

会社：中長期的な要因需給を勘案して実施するものである、将来的な需要を現時点で全て見込むというのは難しい事もあり、また業務も波動があり、その波動の山に合わせて要員措置することにはならないので、必要な休日勤務については今後とも定期的に指定していく事はありうる。

組合：休日勤務を前提に考えている事か。

会社：前提っていうわけではない。これまでも休日勤務については必要があれば指定していく、これは前からお伝えしている。

組合：中長期的に考えていたら休日出勤をしないように考えたらどうだ。それを考えないからこうして出向に出す。

会社：中長期的に考えて今回出すという事です。

組合：それは文句を言う奴を出して、文句言う奴がおらんから、休日出勤を年間今までなら1泊、2泊くらいだったのを5泊、6泊になるのではないのか。

会社：54歳以降原則出向というのがあり、その原則を踏まえて今回対応するという事である。

組合：原則に則って休日出勤がないという前提なら良い、そうでなければ、文句言うやつを追い出してもっと少ない人数でビシビシやる。そのようにしか思えない。

会社：決してそのような考えではない、中長期的に考えて、俗人とかではなく54歳原則出向というのがあって、それを踏まえ、乗務員については最近なかったが、中長期的な需給を踏まえて今回実施することである。

組合：休日出勤がなくて言うなら良いが、休日出勤ありきで、出向に出さなくて良い話である。

会社：主張は分かりますが、業務のピークの要員を設定するという事にはならない。これまでと別に変わらない。

組合：今までの要員がいて、それ以上にピークになっている、今まで以上に運転本数を増やそうとしている会社がそんなので足りるわけがない。前の段階で足りないのに、それ以上、要員が減って前より列車本数を増やすとしたら余計に要員が足りないのは目に見えている。

会社：すみません。しっかりと会社としては検討して今回実施することにした。

組合：中長期的考えは、今後も休日出勤等はないという事か。

会社：そんな事は言っていない。先ほども申し上げたように必要があれば指定する事はあるという事は申し上げた。

組合：そんな状態でも再度、出向者を本体に異動させることはない。
なんで頑なに言い張るのやという話である。

組合：9番、出勤日数と労働時間の関係に違いがあるのか。出向会社、例えば休日が違う、あるいは

労働時間が違う。これはいわゆる出向特別手当という事なのか。

会社：出向先における年間労働時間が合わない、一定の時間を超える場合については特別手当というのがある。

組合：休日の違いはどのように補償するのか。JR 東海の年間休日は120日である。

会社：一般的には。

組合：出向会社がこれより下回った場合、例えば年間休日は、サービックは108日。これをどうしているのか。

会社：休日数については規定の通り休日は出向先の規定による事である。ただ、結果として先ほど柳楽委員が言ったように、所定の年間の労働時間みたいところが、1837.5時間ですけど、これを超えてくる場合については特別処置の対象になる。

組合：その特別処置の単価は？

会社：単価ですか規定の通りです。

組合：だから、JRより労働時間が多かったら超勤になる。

会社：超勤にはならない。

組合：規定の時間より超えたら超勤である。

会社：そもそもその出向先における労働条件で休日が決まっている。

組合：本当は120日間休めるのに108日しか休日がない。出勤する12日間は当然休日出勤になる。すると単価としては100分の160貰わないと割があわない。あるいは年間労働時間でいったら、JRからの労働時間を超えた分は全て超勤対応である。100分の130である。不利益を被っている。

会社：繰り返しになりますが、回答の通り就業規則に則っている。

組合：それでは、また違う形ではっきりさせないといけなくなる。時効も含めてどれくらい払わないといけない話になる。

会社：会社としては申し上げた通り就業規則に則って適切に対応して行く。

組合：そこは、やっぱりおかしい。もう一度、本社とよく確認すること。おかしいと思わないのか。JRの労働時間を超える。我々だって労働時間を超えたら超過勤務で手当を貰う。当り前の話じゃないか。

会社：主張は分かります。最初に見解を申し上げた通りである。

組合：休日の関係は理解したのか。

会社：それは申し上げた通り、就業規則等に則って対応するという事で、申し上げた通りである。

組合：こちら側の主張は理解したのか。

会社：貴側の主張は分かりました、会社としては就業規則等に則って適切に対応する。

組合：主張の意味が分かったうえでの回答なのか、確認する。

以上